

変更後	変更前
<p>第5条(付帯サービス等)</p> <p>1. 会員は、当行または当行の提携会社その他当行と提携関係にある会社その他の個人・法人(以下「提携会社等」という)が提供するカード付帯サービスおよび特典(以下「付帯サービス」という。)を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については別途当行から会員に対し通知します。会員は、当行と提携会社等との提携関係の終了等によって付帯サービスが利用できなくなる場合があることを予め承諾するものとします。</p>	<p>第5条(付帯サービス等)</p> <p>1. 会員は、当行または当行の提携会社が提供するカード付帯サービスおよび特典(以下「付帯サービス」という。)を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については別途当行から会員に対し通知します。</p>
<p>第2章 個人情報の取扱い</p> <p>第13条(個人情報の収集、保有、利用等)</p> <p>1. 会員または会員の予定者(以下総称して「会員等」という)は、本規約(本申込みを含む。以下同じ。)を含む当行との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記①から⑨の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当行が保護措置を講じた上で収集(映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む)・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内(支払遅延時の請求を含みます)をすること(下記②の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本会員にご案内します)、および法令にもとづき市区町村の要求に従って会員の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等(これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます)の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。</p> <p>①申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている 氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、職業、取引を行う目的、電子メールアドレス、運転免許証番号、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報、当行届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる)ならびにお電話等でのお問合せ等により当行が知り得た氏名等の情報(これらすべての変更情報を含み、以下総称して「属性情報」という)</p> <p>②会員のご利用に関する 申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、IDその他の識別情報等のご利用状況および契約内容に関する情報(加盟店等から当行が適法に取得する情報を含み、以下「契約情報」という)。</p> <p>③会員のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実にもとづく信用情報。</p> <p>④来店、お電話等でのお問合せ等により当行が知り得た情報(映像・通話内容を含む)。</p> <p>⑤当行または決済口座のある金融機関等での取引時確認状況。</p> <p>⑥当行が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項。</p> <p>⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。</p> <p>⑧会員等のインターネット(アプリ、アフィリエイトサイトを含む)上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報(IP アドレス等)等。</p> <p>⑨本項各号に定める情報に付帯する個人関連情報(第三者から提供を受け個人データとなる個人関連情報を含む)。</p> <p>2. 会員等は、当行がクレジット事業(クレジットカード、ファクタリングを含む)、保証事業、融資事業、保険事業、集金代行事業その他これらに付随する事業に関する次の目的のために、前項①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。ただし、会員が本項②に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または 本項③に定める営業案内について当行に中止を申出た場合、当行はカードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除き業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。</p> <p>①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス。</p> <p>②市場調査、商品開発。</p> <p>③宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動。</p> <p>④当行が認める加盟店等その他当行の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他</p>	<p>第2章 個人情報の取扱い</p> <p>第13条(個人情報の収集、保有、利用、預託)</p> <p>会員および入会を申込まれた方(以下併せて「会員等」という。)は、当行が会員等の個人情報(本項(1)本条に定めるものをいう。)につき必要な保護措置をおこなったうえで収集(映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む)・保有・利用することに同意します</p> <p>1. (1) 本契約(本申込みを含みます。以下同じ。)を含む当行との取引に関する与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、以下の①から⑨の個人情報</p> <p>①氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、職業、取引を行う目的、Eメールアドレス、運転免許証番号、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報、および当行届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる)ならびにお電話等でのお問合せ等により当行が知り得た氏名等の情報(これらすべての変更情報を含み、以下総称して「属性情報」という)等会員等が入会申込時および契約後に届出た事項。</p> <p>②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠、会員のご利用に関する 申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、IDその他の識別情報等のご利用状況および契約内容に関する情報(加盟店等から当行が適法に取得する情報を含み、以下「契約情報」という)。</p> <p>③会員等のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において当行が知り得た事項。</p> <p>④会員等が入会申込時もしくは入会後に届出た資産、収入・負債・家族構成等、当行が収集したクレジット利用・支払履歴。</p> <p>⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した収入書類等の記載事項。</p> <p>⑥当行が適正かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等にもとづき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)。</p> <p>⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。</p> <p>⑧会員等のインターネット(アプリ、アフィリエイトサイトを含む)上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報(IP アドレス等)等。</p> <p>⑨本項各号に定める情報に付帯する個人関連情報(第三者から提供を受け個人データとなる個人関連情報を含む)。</p> <p>(2) 以下の目的のために、前号①②③④⑧⑨の個人情報を利用することただし、会員が本号②に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号③に定める営業案内について当行に中止を申出た場合、当行はカードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除き業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。</p> <p>①カードの機能、付帯サービス等の提供。</p> <p>②当行のクレジットカード事業およびその他の事業(当行の定款記載の事業をいう。以下「当行の事業」という。)における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。</p> <p>③当行の事業における宣伝物の送付(電話および電子メール送信等のその他の通信手段を用いた送信を含む)等、当行 または加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。</p>

<p>の通信手段を用いた送信。</p> <p>⑤当行が認める加盟店等その他地方公共団体等および当行の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること(個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る)。</p> <p>3. 会員等は、当行が本契約にもとづく当行の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本条1項①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を当該業務委託先(契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む)に預託すること。</p> <p>4. 会員等は、当行が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に会員等の個人情報を提供することに同意します。</p>	<p>④ 当行が認める加盟店等その他地方公共団体等および当行の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること(個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る)。</p> <p>(3)本契約にもとづく当行の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を当該業務委託先(契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む)に預託すること。</p> <p>2. 会員等は、当行が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に会員等の個人情報を提供することに同意します。</p>
<p>第14条(信用情報機関への登録・利用)</p> <p>1. 本会員および本会員として入会を申込みされた方(以下併せて「本会員等」という。)は、当行が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当行が加盟する本規約末尾に記載の信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とするもの。以下「加盟信用情報機関」という)および加盟信用情報機関と提携する本規約末尾に記載の信用情報機関(以下「提携信用情報機関」という)に照会し、本会員等の情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む)を本会員等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。</p> <p>2. 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報(本規約末尾の「登録情報および登録機関」記載の情報、その履歴を含む)が当該機関に「登録情報および登録機関」に定める期間登録されること、ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力・返済能力に関する調査のため利用されること、に同意します。</p> <p>3. 本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関ならびにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</p> <p>4. 本会員等は、当行が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟会員による本会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟会員に提供することに同意します。</p> <p>(1)信用情報機関が保有する信用情報 当行が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。 ①本条2.により、当行を含め、信用情報機関の加盟会員から提供を受けた情報 ②信用情報機関が収集した①以外の情報 ③信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報</p> <p>(2)信用情報機関による信用情報の利用 当行が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。 ①信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理 ②信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出</p> <p>(3)信用情報機関による加盟会員に対する信用情報の提供 当行が加盟する信用情報機関は、信用情報((1)①②③)を加盟会員へ提供します。また、信用情報((1)①))を、提携信用情報機関を通じてその加盟会員へ提供します。</p>	<p>第14条(個人信用情報機関の利用および登録)</p> <p>1. 本会員および本会員として入会を申込みされた方(以下併せて「本会員等」という。)は、当行が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの。について以下のとおり同意します。 (1)当行が自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則および割賦販売法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)のために加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」という。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」という。)に照会し、本会員等の個人情報(官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、および本人確認資料の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録した情報を含みます。以下本条において同じ。)が登録されている場合はこれを利用すること。 (2)申込人の本申込み(後日契約をおこなった場合はその契約を含みます。)に関する客観的な取引事実にもとづく個人情報が、当行の加盟する個人信用情報機関に本規約末尾の加盟個人信用情報機関毎に記載されている「登録情報および登録期間」表に定める本会員等の個人情報(その履歴を含みます。)が各加盟個人信用情報機関に同表に定める期間登録され、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員が自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則および割賦販売法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)のためにこれを利用すること。 (3)前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲内において、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関ならびにそれらの加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。</p> <p>2. 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とし、各加盟個人信用情報機関に登録する情報は本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める事実とします。なお、当行が新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。</p>
<p>第44条(会員資格の喪失)</p> <p>1. 会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(6)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、(15)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(7)、(8)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約にもとづく当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めにしたがい支払義務を負うものとします。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p>	<p>第44条(会員資格の喪失)</p> <p>1. 会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(6)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、(15)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(7)、(8)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約にもとづく当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めにしたがい支払義務を負うものとします。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p>

- (1)会員が入会時に、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成、会員の特定、信用状況の判断にかかる事実等について虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (2)会員が約定支払額を約定支払日に払わなかったとき、その他会員が本規約に違反したとき。
- (3)会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたるとき。
- (4)会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または換金目的によるショッピング利用等会員によるカードの利用状況が不適当もしくは不審があると当行が判断したとき。
- (5)当行が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。
- (6)お支払い口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると当行が認め、お支払い口座における取引を停止し、または本会員に通知する事によりお支払い口座を強制解約したとき。
会員のカード利用が法令や公序良俗に反し、もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき。
- (7)保証委託先から当行に対し当該委託にもとづく連帯保証の取消または解約の申出(ただし、もつぱら保証会社側の事情による取消または解約の申出を除きます。)があったとき。
- (8)カード改ざん、不正使用等当行がカードの利用を不適当と認めたとき。
- (9)住所変更の届出を怠るなど、会員の責に帰すべき事由によって、当行において会員の所在が不明となったとき。
- (10)会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合。
- (11)会員が、次の①から⑥までのいずれかに該当したことが判明した場合。
①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者 ⑥その他各号に準ずる者
- (12)会員が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合。
①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 ⑤その他各号に準ずる行為。
- (13)当行または当行の委託先・派遣元等の従業員に対して次の①から⑤に掲げる行為その他これらに準じる当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合(第三者を利用して行った場合を含む)。
①暴力、威嚇、脅迫、強要等②暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動③人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動④長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ⑤金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当とみとめられる要求等。
- (14)会員に対し第9条第5項または第47条第5項または第6項の調査等が完了しない場合や調査の結果当行が会員として不適格と判断した場合や会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合。
- (15)会員が、本会員として当行から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて上記(1)、(5)、(6)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき。

- (1)会員が入会時に、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成、会員の特定、信用状況の判断にかかる事実等について虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (2)会員が約定支払額を約定支払日に払わなかったとき、その他会員が本規約に違反したとき。
- (3)会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたるとき。
- (4)会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または換金目的によるショッピング利用等会員によるカードの利用状況が不適当もしくは不審があると当行が判断したとき。
- (5)当行が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。
- (6)お支払い口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると当行が認め、お支払い口座における取引を停止し、または本会員に通知する事によりお支払い口座を強制解約したとき。
- (7)保証委託先から当行に対し当該委託にもとづく連帯保証の取消または解約の申出(ただし、もつぱら保証会社側の事情による取消または解約の申出を除きます。)があったとき。
- (8)カード改ざん、不正使用等当行がカードの利用を不適当と認めたとき。
- (9)住所変更の届出を怠るなど、会員の責に帰すべき事由によって、当行において会員の所在が不明となったとき。
- (10)会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合。
- (11)会員が、次の①から⑥までのいずれかに該当したことが判明した場合。
①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者 ⑥その他各号に準ずる者
- (12)会員が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合。
①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 ⑤その他各号に準ずる行為。
- (13)当行または当行の委託先・派遣元等の従業員に対して次の①から⑤に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合(第三者を利用して行った場合を含む)。
①暴力、威嚇、脅迫、強要等②暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動③人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動④長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ⑤金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当とみとめられる要求等。
- (14)会員に対し第9条第5項または第47条第5項または第6項の調査等が完了しない場合や調査の結果当行が会員として不適格と判断した場合や会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合。
- (15)会員が、本会員として当行から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて上記(1)、(5)、(6)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき。

「登録情報および登録期間」

	CIC	全国銀行個人信用情報センター
①氏名、生年月日、性別、住所 ^{※1} 、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等の本人情報 ^{※2}	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間	
②本規約にかかる申込みをした事実	当行が信用情報機関に照会した日から6か月間	信用情報機関に照会した日から1年を超えない期間
③本規約にかかる客観的な取引事実 ^{※3}	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間

「登録情報および登録期間」

	CIC	全国銀行個人信用情報センター
①氏名、生年月日、性別、住所 ^{※1} 、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報 ^{※2}	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間	
②本規約にかかる申込みをした事実	個人信用情報機関に照会した日から6か月間	個人信用情報機関に照会した日から1年を超えない期間
③本規約にかかる客観的な取引事実 ^{※3}	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間

④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年間	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間
----------------	---------------------------------	---------------------------------------

- ※1全国銀行個人信用情報センターの登録情報は、①の住所に本人への郵便不着の有無等を含みます。
- ※2申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。
- ※3上記「本規約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等(解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む)となります。

④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年間	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間
----------------	---------------------------------	---------------------------------------

- ※1全国銀行個人信用情報センターの登録情報は、①の住所に本人への郵便不着の有無等を含みます。
- ※2申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。
- ※3上記「本規約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等(解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む)となります。

<リボルビング払いの手数料率>

2026年10月15日まで	実質年率15.00%
2026年10月16日から	実質年率18.00%

<リボルビング払いのお支払い例>

【実質年率15.00%の場合】

(元金定額コース1万円および標準コース、実質年率15.0%の場合)

8月16日から9月15日までに利用金額50,000円のリボ払いをご利用された場合

◆初回(10月10日)お支払い(ご利用残高50,000円)

- ①お支払い元金(元金定額コース・標準コースとも)……10,000円
- ②手数料(元金定額コース・標準コースとも)……ありません。
- ③弁済金(元金定額コース・標準コースとも)……10,000円(①)
- ④お支払い後残高(元金定額コース・標準コースとも)……50,000円－10,000円＝40,000円

◆第2回(11月10日)お支払い(ご利用残高40,000円)

- ①手数料(9月16日から10月15日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります)
……50,000円×15.0%×15日÷365日+50,000円×15.0%×10日÷365日+40,000円×15.0%×5日÷365日＝595円

②お支払い元金

- ・元金定額コースの場合…10,000円
- ・標準コースの場合……9,405円(③10,000円－①595円)

③弁済金

- ・元金定額コースの場合…10,595円(①595円+②10,000円)
- ・標準コースの場合……10,000円

④お支払い後残高

- ・元金定額コースの場合…30,000円(40,000円－10,000円)
- ・標準コースの場合……30,595円(40,000円－9,405円)

【実質年率18.00%の場合】

(元金定額コース1万円および標準コース、実質年率18.0%の場合)

8月16日から9月15日までに利用金額50,000円のリボ払いをご利用された場合

◆初回(10月10日)お支払い(ご利用残高50,000円)

<リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等>

○リボルビング払い実質年率15.0%

○分割払い

支払回数	3	4	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間(か月)	3	4	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率(%)	12.20	12.99	13.50	13.86	14.57	14.74	14.87	14.94	14.96	14.96	14.91	14.82
利用金額100円あたりの分割払手数料の額(円)	2.04	2.72	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20	12.24	13.60	16.32	20.40	24.48

支払回数	40	42	48	50	54	60
支払期間(か月)	40	42	48	50	54	60
実質年率(%)	14.76	14.72	14.61	14.57	14.50	14.38
利用金額100円あたりの分割払手数料の額(円)	27.20	28.56	32.64	34.00	36.72	40.80

<リボルビング払いのお支払い例>

(元金定額コース1万円および標準コース、実質年率15.0%の場合)

8月16日から9月15日までに利用金額50,000円のリボ払いをご利用された場合

◆初回(10月10日)お支払い(ご利用残高50,000円)

- ①お支払い元金(元金定額コース・標準コースとも)……10,000円
- ②手数料(元金定額コース・標準コースとも)……ありません。
- ③弁済金(元金定額コース・標準コースとも)……10,000円(①)
- ④お支払い後残高(元金定額コース・標準コースとも)……50,000円－10,000円＝40,000円

◆第2回(11月10日)お支払い(ご利用残高40,000円)

- ①手数料(9月16日から10月15日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります)
……50,000円×15.0%×15日÷365日+50,000円×15.0%×10日÷365日+40,000円×15.0%×5日÷365日＝595円

②お支払い元金

- ・元金定額コースの場合…10,000円
- ・標準コースの場合……9,405円(③10,000円－①595円)

①お支払い元金(元金定額コース・標準コースとも)……10,000円

②手数料(元金定額コース・標準コースとも)……ありません。

③弁済金(元金定額コース・標準コースとも)……10,000円(①)

④お支払い後残高(元金定額コース・標準コースとも)……50,000円－10,000円＝40,000円

◆第2回(11月10日)お支払い(ご利用残高40,000円)

①手数料(9月16日から10月15日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります)

……50,000円×18.0%×15日÷365日+50,000円×18.0%×10日÷365日+40,000円×18.0%×5日÷365日＝715円

②お支払い元金

- 元金定額コースの場合…10,000円
- 標準コースの場合……9,285円(③10,000円－①715円)

③弁済金

- 元金定額コースの場合…10,715円(①715円+②10,000円)
- 標準コースの場合……10,000円

④お支払い後残高

- 元金定額コースの場合…30,000円(40,000円－10,000円)
- 標準コースの場合……30,715円(40,000円－9,285円)

◦<分割払いの返済方法・支払回数・手数料率等(2026年9月30日まで)>

支払回数	3	4	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間(か月)	3	4	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率(%)	12.20	12.99	13.50	13.86	14.57	14.74	14.87	14.94	14.96	14.96	14.91	14.82
利用金額100円あたりの分割払手数料の額(円)	2.04	2.72	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20	12.24	13.60	16.32	20.40	24.48

支払回数	40	42	48	50	54	60
支払期間(か月)	40	42	48	50	54	60
実質年率(%)	14.76	14.72	14.61	14.57	14.50	14.38
利用金額100円あたりの分割払手数料の額(円)	27.20	28.56	32.64	34.00	36.72	40.80

<お支払い例>

利用金額 50,000円、10回払いで分割払いをご利用された場合

①分割払手数料 50,000円×(6.80円÷100円)＝3,400円

②支払総額 50,000円+3,400円＝53,400円

③分割支払額 53,400円÷10回＝5,340円

③弁済金

- 元金定額コースの場合…10,595円(①595円+②10,000円)
- 標準コースの場合……10,000円

④お支払い後残高

- 元金定額コースの場合…30,000円(40,000円－10,000円)
- 標準コースの場合……30,595円(40,000円－9,405円)

<分割払いのお支払い例>

利用金額 50,000円、10回払いで分割払いをご利用された場合

①分割払手数料 50,000円×(6.80円÷100円)＝3,400円

②支払総額 50,000円+3,400円＝53,400円

③分割支払額 53,400円÷10回＝5,340円

<分割払いの返済方法・支払回数・手数料率等(2026年10月1日から)>

支払回数	3	4	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間 (カ月)	3	4	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率(%)	14.70	15.64	16.25	16.68	17.51	17.69	17.84	17.90	17.91	17.88	17.79	17.65
利用金額 100円当りの 分割払い手 数 料 の 額 (円)	2.46	3.28	4.10	4.92	8.20	9.84	12.30	14.76	16.40	19.68	24.60	29.52

支払回数	40	42	48	50	54	60
支払期間 (カ月)	40	42	48	50	54	60
実質年率(%)	17.55	17.50	17.35	17.29	17.19	17.03
利用金額100 円当りの分割 払い手数料の 額(円)	32.80	34.44	39.36	41.00	44.28	49.20

<お支払い例>

- 利用金額 50,000 円、10 回払いで分割払いをご利用された場合
- ①分割払い手数料…50,000 円× (8.20 円÷100 円) =4,100 円
- ②支払総額…50,000 円+4,100 円=54,100 円
- ③分割支払額…54,100 円÷10 回=5,410 円

<保証委託を申込むにあたっての同意事項>

第15条(保証会社による信用情報機関の利用・登録)

1. 本会員等は、保証会社が加盟する信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)および当該機関と提携する信用情報機関に照会し、本会員等の個人情報(同機関の加盟会員によって登録される契約内容・返済状況等の情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含みます。)が登録されている場合には、銀行法施行規則および割賦販売法等により本会員等の支払能力・返済能力の調査の目的(与信判断のほか与信後の管理を含みます。)に限りそれを利用することに同意します。
2. 本会員等の本申込み(後日契約をおこなった場合はその契約を含みます。)に関する客観的な取引事実にもとづく個人情報(その履歴を含む)が、保証会社の加盟する信用情報機関に本同意書末尾の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録され、保証会社が加盟する信用情報機関および当該機関と提携する信用情報機関の加盟会員により、本会員等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。
3. 保証会社が加盟する信用情報機関および当該機関と提携する信用情報機関は本同意書末尾に記載の信用情報機関とします。各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに記載されております。なお、信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関でおこないます。(保証会社ではできません。)また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。

<保証委託を申込むにあたっての同意事項>

第15条(保証会社による個人信用情報機関の利用・登録)

1. 本会員等は、保証会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、本会員等の個人情報(同機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含みます。)が登録されている場合には、銀行法施行規則および割賦販売法等により本会員等の支払能力の調査の目的(与信判断のほか与信後の管理を含みます。)に限りそれを利用することに同意します。
2. 本会員等の本申込み(後日契約をおこなった場合はその契約を含みます。)に関する客観的な取引事実にもとづく個人情報が、保証会社の加盟する個人信用情報機関に本同意書末尾の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録され、保証会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、本会員等の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。
3. 保証会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関は本同意書末尾に記載の個人信用情報機関とします。各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに記載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関でおこないます。(保証会社ではできません。)また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。